

「企業立地に係る税制の活用について」
に係る意見書

平成 23 年 12 月
横浜市税制研究会

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| はじめに | 3 |
| I 施策誘導的な税制度（課税免除・不均一課税）の導入視点..... | 4 |
| II 企業立地促進条例について..... | 6 |
| 1 テナント型に対する課題認識..... | 6 |
| 2 具体的な税制案等..... | 7 |
| III 税制研究会の意見..... | 8 |
| 1 前提 | 8 |
| 2 負担の公平性の視点..... | 9 |
| 3 手段の適切性の視点..... | 10 |
| 4 効果の視点 | 11 |
| 5 財政上の視点 | 12 |
| 6 意見のまとめ | 13 |
| おわりに | 15 |

はじめに

横浜市税制研究会（以下「税制研究会」という。）では、横浜市の政策目標の実現に向けた課税自主権活用上の諸課題等について、副市長に意見を述べるために設置された組織であり、平成 23 年度においては、主として「地球温暖化対策等に寄与する政策税制」について検討を行った。

また、その検討の中で、平成 23 年度で終了する「横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例」（以下「企業立地促進条例」という。）について、横浜市では平成 24 年度以降の取扱いについて検討を進めており、所管局が検討している今後の企業誘致施策（主としてテナント誘致）に関して、税財政の専門的見地からの意見を求められた。

企業誘致の一手法として税制度（課税免除・不均一課税）を活用することに対する基本的な考え方については、横浜市税財政制度懇話会が平成 14 年度に視点整理を行った「施策誘導的な税制度（課税免除・不均一課税）の導入視点」（以下「懇話会報告書」という。）にまとめられているところである。

今回、横浜市からは、企業誘致を進めるため法人市民税の課税免除など、テナント誘致のための手法が示され検討を進めたが、これまでの議論の中では税制案としてまとめることができなかった。特に公平性や手段の適切性などの面から、税制案として仕組むにはさらに議論を重ね検討を進める必要がある。

しかしながら、これまでの研究会における各委員の考え方や指摘事項等を取りまとめておくことは、今後、企業誘致施策をさらに検討するにあたって有益であると考え。そのため、懇談会報告書の「施策誘導的な税制度（課税免除・不均一課税）の導入視点」の項目に沿って意見を整理した上で、以下に示すとおり、総括的に意見書としてまとめることとしたものである。

平成 23 年 12 月
横浜市税制研究会
座長 青木 宗明
委員 上村 雄彦
委員 川端 康之
委員 柴 由花
委員 望月 正光

I 施策誘導的な税制度（課税免除・不均一課税）の導入視点

企業誘致の一手法として税制度（課税免除・不均一課税）を活用することについては、平成 14 年度に横浜市税財政制度懇話会が、導入に当たっての視点整理を行っている。

今回の企業立地に係る税制の活用を検討するにあたっては、その前提として、この視点整理の内容を押さえることとした。

その主な内容は次のとおりである。

施策誘導的な税制度（課税免除・不均一課税）の導入視点

1 前提

- (1) 具体的な施策目標（育成する産業、誘致する企業の具体的内容）がはっきりしていること
- (2) 税や補助金といった経済手法だけで実現させることは難しいものであること
- (3) 軽減は一時的な時限措置としたうえで、常に効果についての検証を行わなければならないこと

2 負担の公平性の視点

税の導入視点としては、軽減措置により失われる公平性・中立性と施策の目的（公益）を比較して、公益が勝るものであるかについて行政や議会が責任を持って検証し、税負担の格差が生じることについて、市民の理解が得られなければならない。

- (1) 企業誘致施策全体としての公平性の視点
 - ア 納税者間の公平性
措置を受ける企業とその他の納税者との間に、納税者の理解が得られないような税負担の格差が生じないように留意すべき。
 - イ 業種間の公平性
本市の産業施策に従い、その地域をどのようにしたいかを明確にしたうえで、対象業種を選定することが肝要である。
 - ウ 事業規模の公平性
軽減対象企業を投資額や資本金などの事業規模により制約する場合には、合理的な理由が必要。
- (2) 地域を限定したことによる公平性の視点
 - ア 地域間の公平性
特定の地域だけに軽減措置を講ずる理由づけを明確にしたうえで、同様に企業誘致を行っている市域内の他の地域と、納税者の理解が得られないような税負担の格差が生じないように留意すべき。
 - イ 既存企業との公平性
企業誘致施策に対する税制措置が、基本的に企業の初期投資費用の軽減に着目したものであり、経常的な維持費用の軽減に着目したものではないため、考慮しないこととする。
- (3) その他
 - ア 他の税制度との均衡
税の軽減措置については、他の課税免除・不均一課税や非課税等特別措置などを考慮したうえで、税率や軽減期間を設定すべきである。

3 手段の適切性の視点

施策を実現するためには、税制の他に補助金等の経済手法や、規制手法、情報手法などさまざまな手法があり、税制はその一つに過ぎない。

税制手法を活用するにあたっては、補助金を含めその他の有効的な手法について幅広

く検討を行ったうえで、税制措置を講ずることが効果的である場合に活用していくべきである。その上で、税制を導入する場合においても、他の手法と組み合わせて活用すべきである。

4 効果の視点

税の軽減措置により、施策目的が達成されるかを検証する必要がある。その上で、施策実現にあたり、どれだけ効果があったのかについても検証しなければならない。

(1) 施策目的・企業実態に適した軽減要件

税の軽減要件は、施策の目的に応じて、企業実態等を踏まえ、対象業種を出来る限り絞った上で、効果的にさまざまな軽減要件を組み合わせることに留意すべきである。

(2) 費用対効果

税の軽減による費用（減収額）と効果は、バランスが取れていなければならない。また、より少ない費用でより高い効果を得られる税目や軽減要件を採用しなければならない。

(3) 国税・県税との一体性

企業誘致を効果的に進めるためには、国税・県税とあわせた時にどういった優遇措置になるのかを検討することが必要。

5 財政上の視点

税は、基本的には行政が任務を果たすための膨大な額の資金調達的重要手段であり、その軽減は、地方自治体の財政上支障のない範囲内において講じられるべきものであるため、軽減措置による減収によって、本来の資金調達の意義が失われ、公共サービスの提供に支障をきたすものであってはならない。

II 企業立地促進条例について

横浜市の企業誘致施策は、平成 16 年度に制定された企業立地促進条例に基づき行われている。この条例にはいわゆる固定資産取得型とテナント型の 2 種類の企業誘致手法が規定されている。固定資産取得型は工場・研究所・自社ビルの建設に係る投資が対象となるものであり、テナント型は賃貸ビル等に入居することとなるテナント企業に対する助成である（概要については下図参照）。

【企業立地促進条例】

| | 固定資産取得型 | テナント型 |
|-------|---|---------------------------------|
| 不均一課税 | 固定資産税・都市計画税 税率 1/2、5 年間 | |
| 助成金 | 大企業：50 億円以上、 中小企業：5 億円以上の場合 投資額の 8%（上限 50 億円） | 法人市民税の 1/2 相当額 （上限 1 億円×3 年） |

企業立地促進条例は、平成 23 年度末で一旦期限を迎えるため、横浜市においては、横浜市企業等誘致推進本部を中心に、企業誘致の方向性を探っているところである。

固定資産取得型については、①助成金と税軽減の活用をセットで行う支援策は企業の立地を誘導するインセンティブ効果が高い、②23 年度から MM21 地区で街区の大量公募が開始（28.5ha）されることなどを踏まえ、現行制度を継続する方向で検討中とのことであった。

一方、テナント型については、①現行制度は企業や不動産業界からの評判が低いこと、②企業のニーズに合った制度設計が必要であることなどを踏まえ、誘致手法の再検討が必要であるとの方向性で検討を行っている。

今回、横浜市から検討を依頼された手法は、後者のテナント型に関するものである。

1 テナント型に対する課題認識

現行の法人市民税の 2 分の 1 相当額を助成金として交付する方法については、横浜市は、次のような課題認識を持っていた。

| 視点 | 課題 |
|-----------|--|
| 企業における経理 | <ul style="list-style-type: none"> ・税引前当期純利益の特別利益に計上（課税所得となる可能性）。 ・業績に左右され、安定的に入る利益として計算できない。 |
| 制度の理解度 | <ul style="list-style-type: none"> ・上限 1 億円×3 年間としているが、実際は人員を用いた計算が必要となるため、建設支援型や他の手法と比べるとわかりにくい。（⇒ わかりやすさ） |
| インセンティブ効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・助成額が不確定であり、細かな計算を要することから経営 |

| | |
|---------|--|
| | <p>層へのインパクトが弱く、移転決定へのインセンティブ効果が低い。(⇒ インパクト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地から交付までに2～3年を要するため、初期投資費用の支援機能が弱い。(⇒ スピード) |
| 財政面・税回収 | <ul style="list-style-type: none"> ・金額と交付時期が明確で、透明性が高い。 |

2 具体的な税制案等

上記課題に対応するため、他都市で用いられている手法等を基に議論を行うこととした。

(1) 法人市民税の課税免除

現行では助成金額の根拠となっている法人市民税額であるが、課税そのものを免除することとする手法である。(鹿児島県出水市)

(2) 事業所税(資産割、従業員割)の課税免除

課税免除の対象とする税目を事業所税とした手法である。

事業所税は、事業所の床面積と企業の従業員数によって税額が決まるものである。(愛知県一宮市)

(3) 賃借料相当額を助成

テナント企業が立地する際に、賃借料相当額を助成金として交付するという手法である。(大阪市、福岡市)

Ⅲ 税制研究会の意見

企業誘致の一手法として税制度（課税免除・不均一課税）を活用することに対する基本的な考え方については、懇話会報告書にまとめられており、当時から10年弱の期間が経過しているものの、考え方そのものに大きな変更はない。

今回、研究会では委員からさまざまな意見が寄せられた。その整理点及び論点の明確化のために、懇話会報告書の「施策誘導的な税制度（課税免除・不均一課税）の導入視点」の項目に沿って意見を整理した上で、総括的にまとめることとした。

以下に、意見を述べる。

1 前提

<懇話会報告書のポイント>

- **具体的な施策目標（育成する産業、誘致する企業の具体的内容）がはっきりしていること**
企業誘致等の施策を実現するために税制度を活用するにあたっては、当然のことながら、どういった産業を育成し、どういった企業を誘致するかがはっきりしていることが前提となる。（誘致施策を検討するにあたっての前提として、他の地域と競合した上で横浜市に誘致できるのかという前提に立って、企業を進出させるために、何に対し、どういった手法で、どこまで優遇するのかという議論を行う必要がある。）
- **税や補助金といった経済手法だけで実現させることは難しいものであること**
企業の進出を促すためには、交通インフラ等の環境整備、開発規制等の緩和、又は、事業資金の融資等の金融面での支援や居住環境の整備等人材面での支援、などの要素が重要であり、税や補助金といった経済手法だけで実現させることは難しいものである。
- **軽減は一時的な時限措置としたうえで、常に効果についての検証を行わなければならないこと**
税の軽減措置を講じる場合においては、経済社会情勢の変化によっては、その有効性・必要性が弱まることもあるため、軽減措置は最も効果があると考えられる期間に限った、一時的な時限措置としたうえで、常に効果についての検証を行わなければならない。

（主な意見）

- 企業誘致の目的が雇用の確保ならば雇用者数に応じて税軽減を仕組むことも考えられる。
- 企業立地促進条例第1条の目的については優先順位があるのか。雇用の増大や、市内企業の事業機会の拡大、横浜市経済の活性化の位置づけはどうか。

（参考）

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例
（平成16年3月5日条例第2号）

（目的）

第1条 この条例は、企業立地等促進特定地域において固定資産税及び都市計画税の税率の特例並びに助成金の交付の措置を講ずることにより、企業立地等の促進を図り、併せて市民雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大を図ることにより、横浜市経済の活性化に寄与することを目的とする。

- 企業誘致は大前提で良いこととして進めていると思うが、どのような企業を誘致するか、環境関連企業を誘致するなど横浜らしさも必要ではないか。
- 企業立地の決定要因としては、「税」はあまり大きくないという実証研究がある。今まで支援した企業や、横浜の経済界に対し、何が有効だったのかを過去の検証も含めて意見を求めることも考えられる。
- 企業の進出条件は周辺の環境や人材が確保しやすいかなどが優先され、減免や助成金によるインセンティブよりも、環境や人材面での支援が前提ではないか。
- 震災を機に日本を脱出する企業が出てくる中で、横浜での付加価値をどこに置くか、税だけではなく、視野をもう少し広げて違う観点から見ることにも必要ではないか。
- 市町村によっては「いかに良い人材に住んで貰うかが重要である」と言っているところもある。企業誘致の理念を明らかにし様々なインセンティブ手法を用いることが必要ではないか。
- 何を基準に財政支援である減税（税を免除）をするのか。企業誘致の目的に応じて減税の仕方も変わってくる。企業誘致の目的が「雇用」であれば、むしろ働く人何人、1人当たり〇〇万円と減税するといった仕組みも考えられるし効果も分かりやすい。
- 法人市民税の税額が生じる、いわば黒字企業を対象として誘致することと、何を支援するのか、何を減税するのかは別である。法人市民税を選択する整理が必要である。誘致企業が望んでいる、わかりやすさ・スピードの面から考えれば、法人市民税の免除よりは賃借料などを基準に支援する手法も考えられる。
- 日本だけを考えて誘致税制を考えるのか。とりあえず、日本国内で立地を考えている企業を対象にして、企業誘致制度を図るということであれば、近県だけでなく日本国内でどういう企業誘致税制を実行しているのかという議論も必要ではないか。

2 負担の公平性の視点

<懇話会報告書のポイント>

税の導入視点としては、軽減措置により失われる公平性・中立性と施策の目的（公益）を比較して、公益が勝るものであるかについて行政や議会が責任を持って検証し、税負担の格差が生じることについて、市民の理解が得られなければならない。

（主な意見）

- 新設の大企業がメリットを受ける形であり、地元の中小企業に不公平感はないのか。どのように説明するのか。
- 税制は全ての納税者に対して一般的な取り扱いが担保されなければならないが、新規企業と既存企業とで取扱いが異なるという税制を新たに作るならば、相当の積極的根拠が必要で、さらに議論を重ねることが必要ではないか。

- 公益の部分は、税制研究会の議論する範囲を超えるところもあるが、政策税制で不公平を招くものの反対側のバランス（ファクター）として誘致策を整理する必要がある。
- 法人市民税を軽減対象とするということは、利益を出した場合にその分を減税するということなので、利益を出せない企業は恩恵を受けられないことになる。差異についてどのように説明するのか。公平性についてどうか。

3 手段の適切性の視点

<懇話会報告書のポイント>

税制は、補助金等の経済手法や、規制手法、情報手法など他の様々な手法の一にすぎない。また、税制の性質そのものから安易に軽減措置を講ずることは不適當である。

税制の活用にあたっては、補助金を含めその他の有効的な手法について幅広く検討を行ったうえで、税制措置を講ずることが効果的である場合に活用していくべきである。

(主な意見)

(1) 助成金か税軽減かに関する主な意見

- 助成金の方が市民から見ると圧倒的に見えやすい。税軽減とは最も大きな違いである。
- 一般論として、助成金と税軽減を比べると、助成金のほうが予算手続を踏み、民主的あるいは監査という点からからも明確である。ただし、それを上回って公益に高い意味があれば減税という手段をとることも考えられる。
- 減税か助成金の効果は同様であるが、違いは手続きと市民への見え方であり、相当の理由がなければ助成金の方が優れた手続きである。

(2) 助成金から税軽減とする理由（支援企業のニーズの検証）に関する主な意見

※「わかりやすさ・スピード」に関する主な意見

- 事業年度中における費用収益から算定される企業所得を課税標準としている以上、法人市民税の免除は当該始業年度が終了しなければ判明しない。そのため免除額の予測は難しく、時間がかかる。わかりやすさ、スピード、インパクトの面からいえば、法人市民税の免除という手法では難しい。外形標準を使った方が的確である。
- 企業誘致の目的に応じて減税の仕方も変わってくるが、企業誘致の目的が「雇用」であれば、むしろ働く人何人、1人あたり〇〇万円と手法も考えられ、分かりやすさ、スピーディ感も出てくる。
- 横浜に出たいが賃借料が高いというテナント企業には、「賃料相当額の助成金」というのは分かりやすく効果もあるのではないかと。
- 利子補給などという「ベンチマーク」もあるのでは。横浜市内の金融機関で借り入れた資金に対する利子補給をするなど。
- 基準は明確で、黒字決算なら助成・減税する、ということまではわかりやすいが、対

象の所得が確定するまで待たなくてはならないという法人市民税とするからわかりにくい。黒字企業を誘致したいならば、条件は黒字企業とし、支援は賃借料などの方がわかりやすいのではないか。

- 繰越・繰戻を含めると、所得の「操作」の可能性が高まって、分かりにくくなる。

(3) 企業誘致に際しての留意点等に関する主な意見

- 制度の理解度からは法人市民税を課税免除はわかりやすいが、ただし、この場合、税制により誘致促進をするには、3年間課税免除し、その後7年間の税収を確保するために企業誘致を行うことを他の政策とのバランスでどう整理するかではないか。
- 誘致企業（納税者）はすぐに見える形でメリットを取りたい。1年先、2年先の税負担の軽減よりは、進出したらその時点でメリットが欲しいということ。それにどのように応えられるか。
- 交付が遅い（移転後2～3年横浜で事業活動してからでないともメリットが取れない）ということは、複数年度にわたって横浜で事業活動をやってもらうことを担保されるという本市としてのメリットもあるのではないか。
- 固定資産取得型の企業立地と根本的に異なるのは、3年間で撤退の可能性がある。3年間免除して撤退してしまうケースに対してどのように担保をとっていくか、それを制度化することが重要。それで、ある年数はいいたくというところで制度としてのバランスを取ると言うことが必要であるが、遡及課税などどう仕組むのか難しいのではないか。
- 法人市民税がいくらかということは専門家でもわからない。所得課税が一番わかりにくい。且つ、税の守秘義務の問題をどう考えるか。

4 効果の視点

<懇話会報告書のポイント>

税の軽減措置を行うことにより、施策目的が達成されるかを検証する必要がある。その上で、施策実現にあたり、どれだけ効果があったのかについても検証しなければならない。

- ・ 施策目的・企業実態に適した軽減要件
- ・ 費用対効果
- ・ 国税・県税との一体性

(主な意見)

- 企業誘致の目的に応じて減税の仕方も変わってくるが、企業誘致の目的が「雇用」であれば、むしろ働く人何人、1人あたり〇〇万円とやった方が効果も分かりやすいし、スピーディ感も出てくる。

- 誘致企業にとって「税金なし」だというわかりやすさがある。「賃貸料相当額の助成金」の方はメリットを受けられるが、メリットの一部分は国庫になるが。
- 法人市民税の課税免除と比較すると、助成金が法人税の課税対象になる可能性があることが相違点。なお、いわゆる「ひもつき」の助成金ならば圧縮記帳となる。
- 助成金は課税所得となるが、国税基本通達では益金に含めないとしている。この場合法人市民税の減免に代えてということを明記しておかないと益金として取り扱われる可能性がある。

5 財政上の視点

<懇話会報告書のポイント>

税は基本的には、行政サービスの提供に必要な資金を調達することを目的としており、行政が任務を果たすための膨大な額の資金調達の重要な手段であるため、その軽減については、地方自治体の財政上支障のない範囲内において講じられるべきものである。

(主な意見)

- 具体的な軽減額がどの程度になるか分からない助成金あるいは減税をして良いか。予算制約がないような税制案は財政規律からいうと厳しいのではないか。
- 免税額が多額になりすぎて財政を圧迫するものなのか。当局案に上限を設定するとあるが、その上限設定はどうやってやるのか。
- 税軽減して将来の税収増えるか増えないか、財政上釣り合うか釣り合わないかは単純ではない。
- 企業が進出したことに伴う財政コストや雇用増などの住民税関係の増額分も試算すべきではないか。

6 意見のまとめ

以上のとおり「施策誘導的な税制度（課税免除・不均一課税）の導入視点」の項目に沿って意見を整理した。各項目とも企業誘致施策の政策税制の検討にあたって必要なものがあるが、今回の検討にあたり税制の活用上、特に重要な公平性、手段の適切性、財政上の視点からまとめることとした。

（１）公平性の視点

税負担の公平性は、租税原則の中で最も重要な要素である。

一方で、インセンティブ施策における税手法と補助金は、市の財政負担としては同じであるが、補助金と比ベインセンティブ税制は公平性の課題など様々な作用がある。したがって、軽減措置により失われる公平性・中立性と施策の目的（公益）を比較して、公益が勝るものであるかについて行政や議会が責任を持って検証し、税負担の格差が生じることについて、市民の理解が得られなければならない。

以上を踏まえ検討案を検証すると、示された案では法人の収益に応じて法人市民税という形で税負担を求めている一方で、新規に誘致した企業は収益があるにも関わらず税負担が免除される。税制は、全ての納税者に対して、一般的な取り扱いが担保されていなければならない、対象企業によって取り扱いを異なるという税制を新たに作るには、相当の積極的な理由が必要になる。

検討案の採用には、過疎地域でもない横浜市が、法人市民税を免除するという政策税制を用いることで税負担の不公平を招くこととなるが、それに勝る公益の説明についてさらなる十分な検討と整理が必要となる。

（２）手段の適切性の視点

施策実現のためには、税制の他に助成金等の経済手法や、規制手法、情報手法などさまざまな手法があり税制はその一つに過ぎない。税制は、① 主たる目的が行政サービスを提供するための資金調達である。② はっきりと歳出予算に計上されることがないことから、歳出予算の審議を通じて明確に議論されることがなく、住民の監視の目が届きにくい。③ 行政が一方的に徴収するものであり、強制的・権力的な制度であることなどの性質を持つから安易に軽減措置を講ずることは不適當である。

また、税制手法を活用するにあたっては、助成金を含めその他の有効的な手法について幅広く検討を行ったうえで、税制措置を講ずることが効果的である場合に活用していくべきである。助成金の方が税軽減に比較し、民主主義的な手続きであり、相当の理由のない限り、市民への説明責任の観点から助成金を採用するべきである。法人市民税の課税免除を検討する理由として、現行の助成制度が企業にとってわかりにくく、時間がかかることを主な理由に挙げている。

しかし、わかりにくく、時間がかかるのは、所得を基準としているからである。つまり、

事業年度中の費用収益を算定するために一定の期間を要することになり、その金額は景気動向などの影響を受けるためである。むしろ、わかりやすく、時間を要しないためには、他の基準、外形基準とする手法も考えられ、あえて助成金から税軽減とする理由は見いだせない。

なお、検討した手法においては、収益が上がる企業を誘致するため、黒字決算企業を軽減措置等の対象としている。しかし、税制として仕組むには、企業誘致施策として、企業のどの費用に対して支援するのか、そして、何をどのくらい減税（財政支援）するのかを整理する必要がある。また、インセンティブの規模の観点からは、何をインデックスに採用するかによるが、望ましい規模に応じた手法も考えられる。支援措置を行う企業の選別の基準と、支援措置内容の基準を区別して検討することが必要である。

（３）財政上の視点

税は基本的には、行政サービスの提供に必要な資金を調達することを目的としており、行政が任務を果たすための膨大な額の資金調達の重要な手段であるため、その軽減については、地方自治体の財政上支障のない範囲内において講じられるべきものである。施策誘導的に税制度を活用することは、基本的には税の副次的な役割であるため、軽減措置による減収によって、本来の資金調達の意義が失われ、公共サービスの提供に支障をきたすものであってはならない。

検討した手法における、法人市民税の課税免除は、税軽減要件に合致するものは一律軽減することになり、理論上は際限なく財政支出が発生することになる。また、軽減期間となる一定期間、予算上の制約がかからず、一律に法人市民税額を軽減することになる。これまでの検討において、財政上の視点からは、法人市民税の課税免除による軽減措置に比べ助成金による支援が優れ適当なのである。

おわりに

企業誘致の一手法として税制度（課税免除・不均一課税）を活用することについては、平成 14 年度に横浜市税財政制度懇話会が行った視点整理の考え方が現在でも有効であることから、この考え方をベースとしつつ、今回提案のあったテナント誘致のための手法として法人市民税の課税免除について検討を行った。

その結果、様々な課題点が指摘されたが、結論として、「法人市民税の課税免除」という所管局の検討案について税制として仕組むにはさらに議論や検討が必要なことである。特に税制として最も重要な公平性の視点から政策税制としての不公平を上回る公益性の説明の点や適切な手段の視点から、支援の手法として適当なのか。

これは、法人市民税が「所得」によって課税される税目であり、対象税額の確定に時間を要することや、経済状況の影響を受けるためその予測が難しいこと、さらに法人市民税の課税免除という税の軽減措置は、歳入歳出予算として直接的な議会のチェックを経ずに行われる財政支出であるために市民に見えにくくなってしまうことなどに基因する。

今後、横浜市が進める企業誘致施策において税制を活用するにあたっては、本意見書に記載した事項等について、最低限クリアしなければならない課題と捉えてもらうだけでなく、市民の理解を得られるよう、本意見書で指摘した考え方も踏まえ、十分な検討、考察を行っていただきたい。

また、東日本大震災の発生に伴って、被災地である東北地方や関東地方からの企業流出が問題となっている。比較的に企業進出には好条件と言える横浜において、企業誘致を進めるにあたり、どこまで税軽減などの財政支出をすべきなのか。東日本大震災からの被災地復興が急がれる中、横浜市が企業誘致を行う意味は何か。国内の地方自治体間の企業の誘致合戦ではなく、海外から横浜市を始めとした日本各地への企業誘致ができるようなグローバルな政策が、必要になってくるのではないだろうか。

平成 23 年 12 月
横浜市税制研究会